



平成 20 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 東日本旅客鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 清野 智
(コード番号 9020 東証第一部・大証第一部・名証第一部)
問合せ先 広報部長 川野邊 修
(TEL. 03-5334-1300)

株式の分割および単元株制度の採用に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 4 月 28 日開催の取締役会において、平成 21 年 1 月に予定されている振替制度への移行（株券電子化）に伴い端株の整理を行うため、株式の分割の実施および単元株制度の採用を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、株式の分割の実施および単元株制度の採用については、平成 20 年 6 月 24 日開催予定の第 21 回定時株主総会における定款変更案の承認を条件としています。

記

I. 趣旨

平成 21 年 1 月に予定されている「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）（以下「決済合理化法」という。）の施行による振替制度への移行（株券電子化）に伴い、この制度の取扱対象外とされている端株の整理を行うため、株式を分割するとともに単元株制度を採用いたします。

なお、この株式の分割および単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

II. 株式の分割

1. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

「決済合理化法」の施行日の前々日を基準日として、同日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主（同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主を含む。）の所有株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割します。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の当社発行済株式総数	4,000,000 株
今回の分割により増加する株式数	396,000,000 株
株式分割後の当社発行済株式総数	400,000,000 株
株式分割後の発行可能株式総数	1,600,000,000 株

2. 株式分割の日程

- ・基準日 「決済合理化法」の施行日の前々日
- ・効力発生日 「決済合理化法」の施行日の前日

(注)「決済合理化法」の施行日を実務界で実施目標日としている平成 21 年 1 月 5 日(月)と仮定すると、基準日は平成 21 年 1 月 3 日(土)、効力発生日は平成 21 年 1 月 4 日(日)となります。

なお、この場合、当社株式は平成 20 年 12 月 25 日(木)から平成 20 年 12 月 30 日(火)まで、東京証券取引所、大阪証券取引所および名古屋証券取引所において、売買停止となります。

III. 単元株制度の採用

1. 新設する単元株式の数

「II. 株式の分割」の効力発生を条件として、「決済合理化法」の施行日の前日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とします。

2. 新設の日程

- ・効力発生日 「決済合理化法」の施行日の前日

(注)「決済合理化法」の施行日を実務界で実施目標日としている平成 21 年 1 月 5 日(月)と仮定すると、効力発生日は平成 21 年 1 月 4 日(日)となります。

IV. 定款の変更について

株式の分割および単元株制度の採用に関する、平成 20 年 6 月 24 日開催予定の第 21 回定時株主総会における定款変更案の具体的内容については、他の株主総会議案とともに、平成 20 年 5 月中旬開催予定の取締役会において決定する予定です。

以 上